

地域再生基本方針の一部変更について（概要）

1. 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置の追加に伴う変更

法第5条第4項の地域再生計画の記載事項及び法第5章の認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置の追加に伴い、以下の項目を変更するもの。

（1）地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針の変更

「**2 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針**」に、以下の点を加筆する。

- 2) 地方版総合戦略との連携として、①従来の「縦割り」事業のみでは対応しきれない課題に取り組む地方を支援する観点から、事業の実施状況に関する客観的な指標の設定とPDCAサイクルの確立の下、地方版総合戦略に基づく地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業の推進を財政面から支援する旨を加筆するとともに、②法人から地方公共団体への新たな資金の流れを巻き起こす観点から、地方版総合戦略に位置付けられた地方創生事業に対する法人の寄附を促進する税制上の優遇措置（地方創生応援税制）を講ずることにより、地方公共団体の地方創生事業の実施を税制面から支援する旨を加筆する。
- 3) 地域の政策課題を解決するための制度改革の推進等として、東京から地方への本社機能の移転の推進、中山間地域における「小さな拠点」の形成、農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化等の推進についての記述を整理するとともに、生涯活躍のまち形成事業の推進を加筆する。

（2）地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置の追加

「**5 地域再生計画の認定に関する基本的な事項**」の「5）地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置」に、以下の3項目を加える。

- ① まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）の交付
- ② まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例
- ③ 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例

2. 特定地域再生事業を行う株式会社に対する投資促進税制に係る変更

(1) 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針の変更

「**2 地域再生のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針**」に、以下の点を加筆する。

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂（平成27年12月24日閣議決定）に伴い、小さな拠点の形成に係る取組の方針として、生活サービスの維持・確保に係る観点だけでなく、自立的な事業を積み上げて地域経済の円滑な循環を促し、地域における仕事・収入を確保するといったコミュニティビジネスの観点からの記載を加筆する。

(2) 地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置の変更

「**5 地域再生計画の認定に関する基本的な事項**」の「5) 地域再生計画の認定制度に基づく法律上の特別の措置」に、以下の点を加筆する。

税制の特例の対象となる特定地域再生事業を行う株式会社について、小さな拠点の形成に資する事業（集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設の整備又は運営に資する事業等）を行う株式会社に限る旨を加筆するとともに、設立からの年数など内閣府令において定める株式会社の要件を加筆する。

3. その他

- 平成27年10月に発出された会計検査院の随時報告における所見等を踏まえ、「地方公共団体における地域再生計画の閲覧」「支援措置の充実に向けた内閣府及び関係省庁の連携」について加筆する。
- 地方創生推進事務局の創設に伴う所要の変更を行う。
- 上記事項のほか、時点の経過等による必要な修正を行う。